

新訂
勞
働
法

吾
妻



青林書院新社

元一橋大學名譽教授 吾妻光俊 著

新訂
勞 働 法

青林書院新社

新訂 労働法

1956年3月10日 初版第1刷発行
1959年2月28日 改訂第1刷発行
1979年3月20日 新訂第19刷発行

検
印

著 者 吾妻光俊
東京都文京区西片一丁目3の17
発行者 逸見俊吾
東京都新宿区新宿七丁目18の5
印刷者 上野甚之丞

発行所 東京都文京区西片一丁目3の17 株式会社 青林書院新社
電話 03 (815) 5897 振替 東京 1-16920

上野印刷・井上製本

(分) 3032 (製) 99013 (出) 3862

新訂版はしがき

『労働法』が出版されてから、もう七年の歳月が流れた。その間判例は蓄積され、労働法学の新しい研究もつぎつぎとあらわれ、その結果、これらを参照し、かつ、本書の理論的立場を反省する必要を生じたことは、いうまでもない。

右の必要に応じて、今回、新しい判例や学説をとり入れて、本書をアップ・トゥ・デートなものにすべく努力した。もっとも、私の基本的な立場は、以前と変わっていないが、具体的な問題についての考え方に就いて修正を試みた部分も、少なくない。

本書の改訂については、本田尊正氏の助力に負うところが多い。ここに記して、謝意を表明するしだいである。

昭和三八年一〇月

吾妻光俊

序

青林書院の現代法学全書の第一陣として、この労働法を世に贈る次第となった。

私も、従来、解説書ないし入門書の類は、しばしば発表したのであるが、学問的な体系の下に、労働法の詳細な研究を發表することは、見送っていた。本書は、私としては、こうした意味での最初の試みともいふべきものである。もっとも、労働法の全分野に亘って一書にまとめることは、反って、人々にモザイクの感じを与えることを考慮に入れて、本書は、労働運動をめぐる法律制度ないし法律理論（私のいわゆる労働団体法）の領域のみを対象とし、できるだけつつこんだ研究を世に問う、という態度を採った。もっとも、わが労働法理論は、ある意味では創業時代であり、また、労働判例法と称すべきものも確立していない関係から、本書は、私の理論的立場を、具体的な問題について、適用する、という態度に傾いたかも知れない。しかし、私としては、できるだけ、他の学説の傾向を考慮し、また、判決も、能うかぎり参照した。そうした意味で、本書が、労働法研究者のために寄与し、また、労働法理論の発展にいささかなりとも貢献することになれば、満足である。そして、本書に対する忌憚なき批判を期待するものである。

昭和三十一年二月

著 者

教室の講義を再現する

青林講義シリーズ

法哲学講義	井上光茂編	改訂商法(純則)講義	鴻常夫
法学講義	矢崎光郎編	改訂商法(会社)講義	河本一郎編
法思想史講義	高梨公之編	商法(手形・小切手)講義	佐藤修三
法思想史講義	阿南成一編	刑法総論講義	戸田仁平編
日本近代法史講義	石井紫郎編	刑法各論講義	大塚仁編
英米法講義	砂田卓士編	刑事政策講義	吉川経夫編
改訂憲法講義	阿部正男編	刑事訴訟法講義	鳴良弼編
比較憲法講義	田口政章編	民事訴訟法講義	兼山昇一編
行政法講義(上・下)	清水望編	強制執行法講義	小藤秀夫編
租税法講義	成田頼明編	破産法講義	斎藤秀夫編
改訂民法(總則)講義	園部逸夫編	工業所有権法講義	土井輝生編
民法(債権)講義	新井隆一編	労働法講義	峯村光二編
民法(親族・相続)講義	甲斐道太郎編	労働基準法講義	青木武成編
不動産登記法講義	打田駿一編	国際法講義	秋田成也編
ドイツ法講義	樫津一夫編	国際私法講義	杉山茂雄編
	篠塚昭次編	国際関係論講義	宮崎繁樹編
	山田淳一編		沢木敬郎編
	村上晨編		浦野起央編

※ A5判/上製/函入/総頁各300頁前後/定価2,000円前後 ※

目次

新訂版はしがき

序

第一編 序論

第一章 序 説 三

第二章 労働法の発展 八

第一節 序 説 八

第二節 工場法の成立まで 一〇

第三節 大正末期まで 一七

第四節 日中戦争まで 三

第五節 第二次大戦後講和条約まで 三

第六節 独立以後 六

第三章	労働法の地位	三
第一節	序	三
第二節	市民法と労働法	四
第三節	社会法と労働法	四
第四章	労働法の法源	四
第一節	成文労働法と慣習労働法	四
第二節	労働自治法	四
第三節	判例労働法	五
第四節	国際労働法	五
第五章	労働法の解釈と労働法学	五
第二編	総論	
第一章	労働法の意義	六
第一節	序	六
第二節	労働法の概念（規制とその対象）	六
第三節	労働法の領域	六

第四節 労働法上の概念	三
一 労働法上の主体	三
二 労働法上の権利	六
三 労働法上の行為	八
四 労使関係	三
第二章 労働法の体系	六
第一節 憲法の労働条項と労働法規	六
第二節 労働団体法と労働保護法	二

第三編 各 論

第一章 労働基本権	七
第一節 序 説	七
第二節 労働権（労働義務）	九
第三節 団 結 権	一四
第四節 団体交渉権	一〇九
第五節 争 議 権	一二三

第二章 労働組合	二七
第一節 序 説	二七
第二節 労働組合の類型	二九
第三節 労働組合の意義	二三
一 序 説	二三
二 労働組合の資格	二四
第四節 労働組合の組織運営	二六
一 序 説	二六
二 労働組合の対外関係	二四
三 労働組合の内部関係	四四
四 脱退と除名	四四
五 労働組合の解散	四四
六 労働組合と法人格	三三
第三章 不当労働行為	一七
第一節 序 説	一七
第二節 不当労働行為の種類と要件	一五
一 不当労働行為の種類	一五
二 不当労働行為の要件	一六

第三節 不当労働行為の手続	七五
一 序 説	七五
二 不当労働行為事件の管轄	七六
三 不当労働行為の手続	七八
第四節 不当労働行為の救済	八〇
一 序 説	八九
二 救済の内容	八九
三 申立と救済	九二
四 救済請求権の放棄	九六
五 救済の確保	九九
第四章 労働争議	一〇一
第一節 序 説	一〇一
第二節 労働争議の意義	一〇二
第三節 労働争議の調整	一〇五
一 序 説	一〇五
二 調整の種類	一〇五
第四節 公益事業に関する特則	一〇七
一 公益事業の意義	一〇七
二 公益事業と調整の特則	一一〇

三	公益事業と争議予告	三三
四	緊急調整	三三
	第五章 争議行為	三八
	第一節 序 説	三八
	第二節 各種の争議行為	三一
一	同盟罷業	三一
二	怠 業	三三
三	ボイコット	三五
四	生産管理	三七
五	ピケティング	三八
六	作業所閉鎖	四〇
七	遵法闘争その他	四二
	第三節 争議行為の合法性	四四
一	序 説	四四
二	各種の争議行為と合法性	四七
三	法令による争議行為の制限	六三
四	労働協約と争議行為の制限	六五

第六章 労働協約	二六七
第一節 序 説	二六七
第二節 労働協約の意義	二六九
第三節 労働協約の当事者	二七一
第四節 労働協約の成立	二七四
第五節 労働協約の期間	二八〇
一 期間の定めある労働協約	二八一
二 期間の定めなき労働協約	二八二
第六節 労働協約の内容	二八五
第七節 労働協約の効力	二九〇
一 序 説	二九〇
二 規範的効力	二九二
三 債務的効力	二九五
第八節 労働協約の一般的拘束力	三〇五
一 序 説	三〇五
二 職場単位の拡張適用	三〇八
三 地域単位の拡張適用	三一四
第九節 労働協約の終了	三二八
一 労働協約の終了原因	三二八

二	脱退と労働協約	三三
三	労働協約の余後効	三三
第七章	就業規則および労働契約	三九
第一節	労働契約と就業規則	三〇
第二節	労働協約と就業規則	三六
第八章	労働委員会	四一
第一節	序 説	四一
第二節	労働委員会の機構	四三
第三節	労働委員会の性格	四五
参 考 文 献		四八
事 項 索 引		

第一編
序
論

第一章 序 説

労働法の固有の対象となる社会生活関係を明らかにし、同時に、労働法そのものの概念と労働法の領域とを規定することは、労働法学の最初にして最後の課題である。しかし、労働法の対象ならびに概念を明らかにし、また、その領域を定める、という点については、その具体的な究明は、これを本論にゆずり、序論では、一九世紀から二〇世紀にかけて、労働法の分野が生成された事情を、とくに、労働問題に対する法的規制の態度という角度からとらえることによって、本論への手掛りをつくることとする。

一 一般に、労働法の起源は、労働者の生活が絶えざる不安動搖にさらされるにいたった、といういわゆる労働問題の発生をその端緒とするものである。職場生活の内外において、労働条件をはじめ労働者の生活条件がきわめて劣悪化すると同時に、この種の生活不安が一時的なものではなくして、恒常的なものになり、その状態から脱出することが労働者にとって不可能になって、いわゆる労働階級なる特殊の階級概念が、資本家ないし経営者なる階級概念と対立して固定せしめられる傾向を示すにいたったことが、労働問題を一個の社会問題として意識せしめることになるのであり、ここに労働法なる新しい法律分野が登場して、労働問題に対処するための一群の法規を、独自の体系のもとに形成するのである。

序 説